

新規加入

ステップ 1 資格要件、保障内容(パンフレット参照)等をご確認ください。

資格要件	(公社)東京都宅地建物取引業協会の会員企業の役員・従業員の方で、新規加入は、年齢65歳6ヵ月超～満79歳以下の方 ※ 告知内容により、ご加入が出来ない場合があります。
------	--

ステップ 2 「申込書兼告知書」等をお取り寄せください。

申請用紙でFAXにてご依頼ください。関係書類を送付いたします。

ステップ 3 「申込書兼告知書」に必要事項をご記入・ご捺印いただき、申込保険金額に相応する「掛金」をお振込みください。

本制度は毎年4月1日を更新日とし、自動更新される保険期間1年の普通傷害保険です。申込保険金額に対する掛金(年額)は下記の通りです。

口数	1口	2口
申込保険金額(万円)	400	800
掛金(年額:円)	6,960	13,920

期の途中で加入される場合、「申込書兼告知書」のご提出と共に、提出された日の翌月から4月1日までの月割「掛金」のご入金が必要です。

加入効力発生希望日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
掛金(円):振込金額 (1口加入の場合) ③1	6,960 ③2	6,380	5,800	5,220	4,640	4,060	3,480	2,900	2,320	1,740	1,160

③1: 3月までの月数、加入口数に乗じた金額をお振り込み下さい。

③2: 4月1日効力発生分については、3月22日に年間掛金として口座から振り替えます。
(掛金振込不要)

お振り込みに当たってのお願い

- ・振込手数料は会員様負担となります。
- ・お振込の際、振込人氏名の前に「宅建免許番号」を入力してください。

【例】 10月1日から、「3口」で、「2名」が加入希望される場合
3,480円(月割掛金)×2口×2名=13,920円のご入金(振込)

ステップ 4 関係書類(①申込書兼告知書、②掛金振込を証する書面のコピー、※③預金口座振替依頼書)を返信用封筒に入れ、書類締切日までに到着するようご投函下さい。

※③ 既に事業所として共済制度に加入され、掛金の支払いを銀行の自動引き落としされている場合は提出不要です。

事務局で「掛金」の入金確認が取れ、かつ、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、翌月の1日から加入効力が生じます。

書類締切日 ③3	2月10日 ③4	4月20日	5月20日	6月20日	7月20日	8月20日	9月20日	10月20日	11月20日	12月20日	1月20日
効力発生日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日

③3: 締切日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌月曜日を期日とします。

③4: 4月1日効力発生分については、年度末事務処理のため締切日を早めます。

【例】 10月1日から加入希望される場合
「9月20日」までに関係書類を提出。